

編集と発行

埼玉県三郷市役所

企画課

電話

(0489) 52-2121 (大代)



みさと

三郷市の人口、世帯数
(8月1日現在)

世帯数	12,920
(昨年同期)	11,486
人口	50,817
(昨年同期)	46,087
男	25,911
(昨年同期)	23,456
女	24,906
(昨年同期)	22,631



夏 休 み

真夏の太陽の下、ここ第1小学校でも“暑さなかふっとばせ”と子どもたちはプールで楽しんでいます。

'72 **8** 月

おいしい水をみなさんに

北部浄水場が完成 (水道事務所はすでに移転)

昭和四十六年八月から建設工事が進められていた北部浄水場(茂田井二〇番地)が、このほど完成しました。

この新しい浄水場の完成にともない、今まで中央浄水場(市助)にありました水道事務所は、六月三十日から北部浄水場に移転しておりますので、水道に関する問い合わせ、連絡などは、北部浄水場にしてください。

電話 〇四八九(五二)七〇一

なお、中央浄水場には、機械管理用員が残り、水道事務所職員のはほとんどが北部浄水場に移っています。

竣工式行なう

七月二十七日、午前十時から完成した北部浄水場において、竣工式が行なわれました。

当日は、市長、助役、収入役を

はじめ市議会議員、水道運営委員会委員、土地提供者、地元協力者、関係者など多数の来賓者を迎え、厳しゅうに挙行されました。

水道事業のあらまし

わたくしたちが毎日なにげなく使っている水、健康で文化的な生活を送るためには、水は一刻たりとも欠かすことはできません。

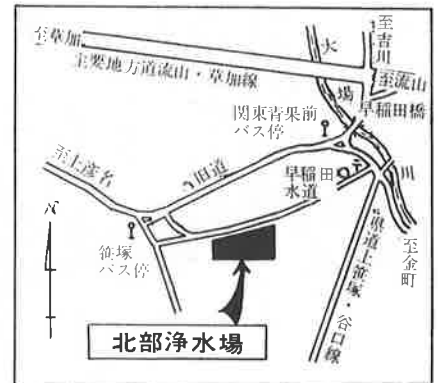
その水は、市営水道によって供給されています。水道事業は、公共性の強いもので市民のみなさんの日々の生活に直接影響するものなので、市町村が経営するのが原則となっています。

そして誰でもがいつでも自由に使えるために、水道は給水区域内

で利用する人には、つねに清浄、豊富で、かつ料金の安い水を送ることを基本としています。

水道事業は、前述のようなことを原則として経営されておりますが、事業経営に関しては、独立採算制がとられていて、市の会計と水道の会計は別々になっていて、経営に必要な支出は、すべて水道料金収入だけでまかない、市の税金はいつさい使っていない。

以上が水道事業に関する概略で

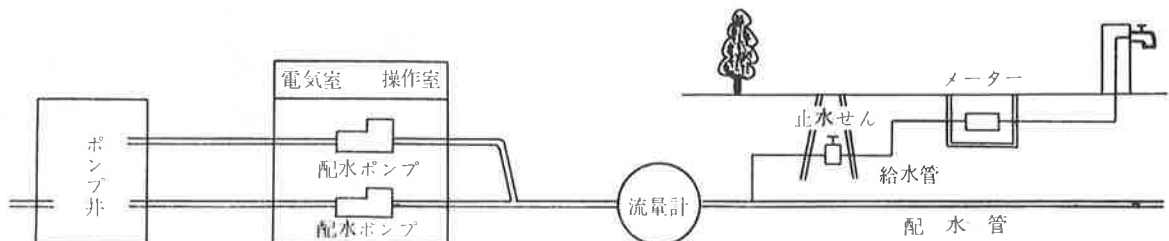


ですが、三郷市の水道の現況をみますと、最近の三郷市は、人口増加の著しさに加え、住宅会社によるみさと団地(九、五〇〇戸)の建設、武蔵野東線の開通と三郷駅の開駅、さらに東京外郭環状道路、常磐自動車道、首都高速三郷線等の道路計画、三郷放水路の建設などにより富みに発展の様相を呈してきました。

そしてこれからの将来の発展はよりめざましいものがあるを予想されます。

このような人口増加に加え、市民の生活様式の向上と相まって、当市の水道の水の使用量も急速に増えております。

この状況に対処していくためには、既設の三郷市中央浄水場では間に合わないため、昨年の八月から茂田井に北部浄水場の建設を着手し、この七月に完成しました。

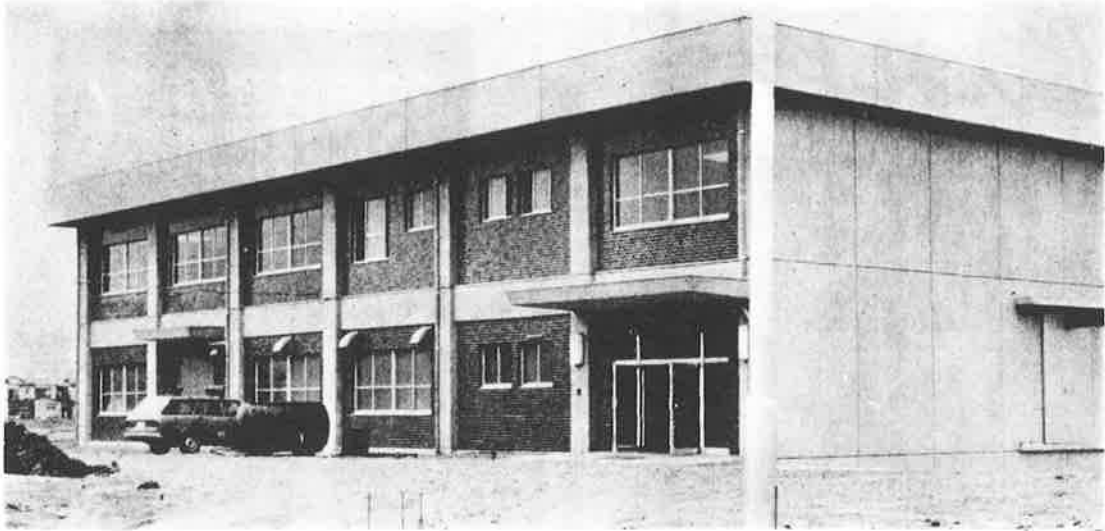


○**ろ過機(急速)**
原水の不純物は、特殊ろ過剤の層を高速度(毎時500m)で通り、有効に除去する装置で特に鉄、マンガン、その他不純物を除去する。

○**配水池**
各工程を通り、きれいに浄化された水は、この配水池に一時貯水される。

○**操作室および配水ポンプ室**
各工程の監視を操作室で行なっている。蛇口の栓を開けると、勢いよく水が出ますが、これは、ポンプによって圧力(約5kg)をかけているからです。また、停電の時は、自家発電機を運転して送水する。

○**流量計(電磁)**
市内に送り出す水を常に計量する。



北部浄水場の概要

敷地面積 一三、二四・四〇平

方メートル

二基

急速汚過機(密閉式円筒型) 一基

計画一日最大給水量(中央浄水場)

計画一日最大給水量(中央浄水場)

滅菌施設

塩素消毒設備

浄水場配水本管

北部浄水場と中央浄水場連絡管

配水ポンプ(二四〇キロワット) 二台

配水池の容量は、八、七〇〇立方メートル

電気施設

電所および計装設備

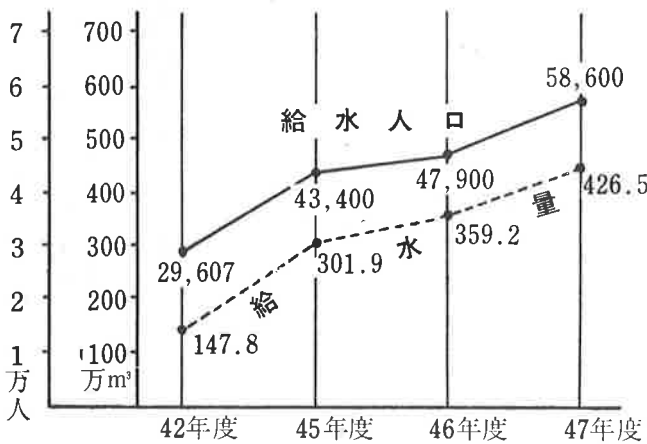
取水施設(七月現在)

深井戸が二井

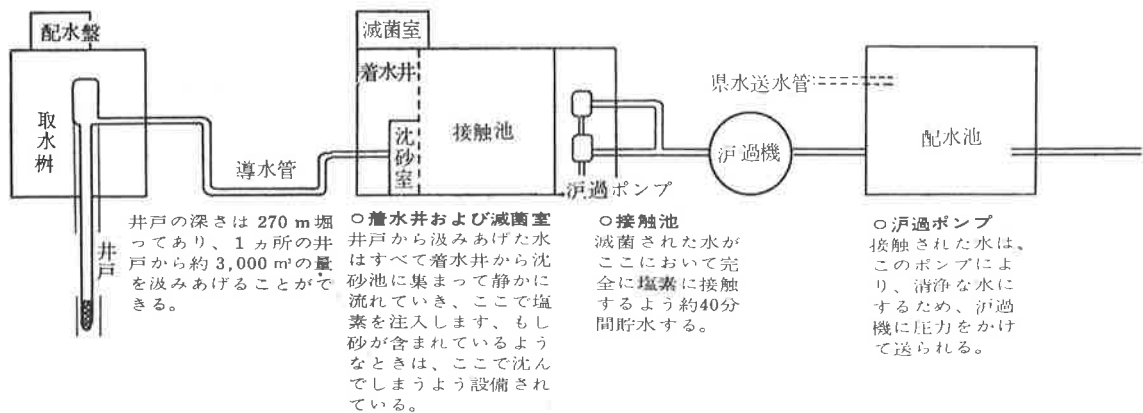
汚過施設(七月現在)

汚水水中ポンプ

給水人口および年間給水量の伸び

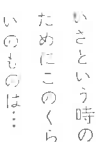


きれいな水ができるまで



テレビ、

ために切れた電線は、自分で
処理しないで、もよりの電力
会社连接到して、直してもら
いましょう。



— 79 —

この中にあなたが写っていましたら、その写真（サービスサイズ1枚）をさしあげます。

また、これからこの欄で、話題や催しものなどを掲載してまいりますので、写真をご希望のかたはご連絡ください。

連絡先 市役所企画課広報係へ。

電話 0489 (52) 2121内線219, 220



▲ リボンフラワー教室

あなたの趣味を豊かに。毎週1回、市役所においてリボンフラワー教室が開かれています。あなたも参加してみませんか。

(8月4日 市役所で)



国民健康保険

と交通事故

交通事故で被害者となり、けがをうけた場合、国保を使って治療をうけることはさしつかえありません。

また事故の責任は、すべて加害者にあり、けがの治療費は本来、加害者が全部負担すべきものです。基本的にいへば、交通事故のけがは、被害者が加害者から十分の弁償（治療費、休業補償料、慰謝料など）を現金でうけとり、二人

だけで解決すべきものです。ところが、現実にはなかなかそう

うまくはいかず、弁償が遅れたり不十分だったりする場合がむしろふつうです。そういう場合のつきに、国保を使って治療をうけることになります。

国保を使うということは、加害

者が負担すべき医療費を国保が一時的に支払うということ、あとで国保はその分を加害者に請求することになります。

ですから、交通事故などのように第三者の行為によってけがをしたり、病気になる場合は、必ず保険係へ第三者による傷病届を提出してください。

この届が提出されないと、当然加害者に請求すべき医療費が請求もれになり、加入者全体が負担する結果となります。

届出が遅れたり、届出が出されなかった場合は、被害者のかたにご迷惑のかかるようなこともあります。ですからご注意ください。

詳しいことは、市役所保険年金課保険係に問い合わせてください。

年金のページ

みんな年金制度に

加入しましょう

日本は、法律によって国民皆年金制度がひかれ、国民みんなが次のような、どれかひとつの年金制度に加入しています。

① 勤め人は、厚生年金保険、船員保険、共済組合などの職場の年金制度

かけ金は、一ヵ月五五〇円の定額保険料を納めた場合、国がその半分の二七五円を負担します。実際には、八・二五円の保険料を納めたことと同じことになり、これが年金の財源となって、将来、みなさんの手元にかえってくるこ



◀ 水 泳 教 室

七月二十二日、市立第五小学校プールにおいて、水泳教室が行なわれました。
当日は、お父さん、お母さん、児童たち三十名ほどが参加し、講師の先生から「泳ぎかた」について指導を受けました。



▶ 書 道 教 室

あなたも字がじょうずに書けます。
書道教室への参加申し込みは、教育委員会社会教育係へ。
(八月三日、市役所で)



▶ 三 歳 児 検 診

三歳という年令は、身体、精神とも健全に成長するかしないかの大切な時期です。
三歳児検診は、疾病などの早期発見、治療、指導をするため、八日一日から検診が行なわれています。
(八月一日、第一小学校で)

② 職場の年金制度に加入して
いない人は国民年金(義務加入)
③ 職場の年金制度に加入して
いる人の配偶者は国民年金
(希望加入)
(国)(民)(年)(金)
あなた一人が、取り残されるこ
とのないように、くれぐれも注意
しましょう。
加入の手続きは、市役所市民課
の窓口で行なっています。

普及推進月間の催しに

小中学生の習字作品を募集

ことしも、十一月一日から末日
までの一カ月間「国民年金普及推
進月間」が、全国的に実施されま
す。

そこで県では、この期間中の催
しとして、現在小・中学生による
習字コンクール作品の応募が、九
月三十日まで行なわれています。

応募総点数は、その学校の学級
数以内とし、とりまとはは学校ご
とに行ないます。
なお、習字コンクールについて
の問い合わせは、左記へお願いしま
す。

埼玉県民生部国民年金課企画係
電話〇四八八(四)八八二一

老齢福祉年金

請求もれはありませんか

老齢福祉年金は、七十歳になっ
たときから支給されるものです。
福祉年金は、支給に必要な費用
はすべて国の経費(税金)でまか
なわれるため、所得が多かったり
扶助料など、ほかの年金を受けて
いるようなときは、年金の支給を
やめられることもあります。

しかし、この所得による支給制
限の基準など、ことしは大幅にゆ
められています。
本人の所得や恩恵、配偶者など
の所得が多いため、これまで年金
の支給を止められていた多くのか
たたちは、年金が受けられるもの
と予想されています。
「どうせ支給されないのだから」
といって、これまで裁定請求をし
なかつたかたがいまさら、市役
所保険年金課年金係に申し出て、
請求の手続きをしてください。
電話〇四八八(四)二二三

災害を受けたときは 税の減免手続きを

円以下の場合
災害を受けた日以後に支払いを受けるその年分の給与に対する源泉所得税額について、徴収猶予が受けられます。

また、一月一日から災害を受けた日までの間に徴収された源泉所得税について、還付を受けることができます。

(一) 所得金額の見積額が一〇〇万円をこえ、五〇万円以下の場合

(イ) 六月三十日以前に災害を受けた場合は、その日から六ヶ月間に支払ひを受ける年の年分の給与に対する源泉所得税額について徴収猶予を受けることができます。

(ロ) 七月一日以後に災害を受けた場合は、災害の日以後の源泉徴収税額について徴収猶予され、七月一日から災害の日までの源泉税額については還付を受けることができます。

(ハ) 住宅や家財について、その価額の五以上の損害を受け、しかもその年の所得金額の見積額が一〇〇万円以下である場合は源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

(ニ) 所得金額の見積額が一〇〇万円をこえ、五〇万円以下の場合

(イ) 六月三十日以前に災害を受けた場合は、その日から六ヶ月間に支払ひを受ける年の年分の給与に対する源泉所得税額について徴収猶予を受けることができます。

(ロ) 七月一日以後に災害を受けた場合は、災害の日以後の源泉徴収税額について徴収猶予され、七月一日から災害の日までの源泉税額については還付を受けることができます。

(ハ) 住宅や家財について、その価額の五以上の損害を受け、しかもその年の所得金額の見積額が一〇〇万円以下である場合は源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

所得税額について徴収猶予を受けることができます。

以上の方法によって徴収猶予を受けた人は、給与の支払い日の前日までに徴収猶予申請書を勤務先を経由して税務署へ出すことになっています。また、還付を受けたい人は、還付申請書に還付を受けようとする税額が納付済であることを勤務先から証明してもらい、税務署へ出すことになっています。

マイホーム

と税金

マイホームづくりには、いろいろな心配ごとがつきまといますが税金もその一つといえます。

そこで、マイホームづくりに関係のある税金のあらましについて説明しましょう。

登録免許税

土地や建物を買ったり、家を建てたりしたときは、所有権の登記をしますが、その登記の際にかかる税金が登録免許税です。

税率は売買による所有権移転の場合は、不動産価格の五パーセント、新築家屋の所有権保存登記の場合は、不動産価格の〇・六パーセントです。

なお、個人が新築した住宅の保

学校教育費の一部に

一〇〇万円を寄附

上口 堀切和喜氏

六月二十四日、市役所あてに
「故堀切茂保氏の遺志により教育費の一部に使って下さい」
市では、さっそく教育費の一部にあてるとともに、このご厚意に感謝し、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

存登記など、一定の要件にあてはまるものは、税率が〇・一パーセントになります。

不動産取得税

不動産を取得したときには、不動産取得税という県税が課せられます。

税率は、不動産価格の三パーセントですが、新築住宅などで一定の要件にあてはまるものは、二五〇万円の控除があります。

贈与税

不動産を買入れた場合に、配偶者や両親などから資金を出してもらったときには、贈与税が課せられます。

なお、婚姻期間が二十年以上で

ある配偶者相互間で、居住用不動産を取得するための金銭の贈与があった場合で、一定の要件にあてはまる場合には、三六〇万円の贈与税の配偶者控除があります。

所得税の住宅取得控除

昭和四十七年一月一日から四十八年十二月三十一日の間に家屋を新築した場合などで、一定の要件にあてはまる場合には、その家屋の床面積三・三平方メートルあたり十万円を取得価格として、その取得価格の一パーセント（最高二万円）が、その家屋に居住した年以後三年間、各年分の所得税額から控除されます。

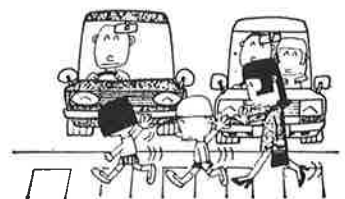
交通災害共済に加入を

○おとな……………1ヵ年600円

○中学生以下……………1ヵ年300円

申し込みは
市役所安全課へ

※見舞金を請求されるかたは、事故発生日から
6ヵ月以内に手続きをしてください。



生活環境の保全と公衆衛生の向上

廃棄物処理および

清掃に関する条例を制定

戦争の毎日です。

昭和四十五年十二月二十五日、
公害関係の十五の法律が制定され

○土地、建物の所有者または管理
者は、建物、土地などを清潔に

○土肥、空地、および家の所有者
管理者はゴミなどを捨てられな
いように管理してください。

○土肥、空地、および家の所有者
管理者はゴミなどを捨てられな
いように管理してください。

○土肥、空地、および家の所有者
管理者はゴミなどを捨てられな
いように管理してください。

○土肥、空地、および家の所有者
管理者はゴミなどを捨てられな
いように管理してください。

「昨日、ゴミ戦争
という言葉を耳に
しますが、経済の
高度成長にともな
い生活水準の向上
生活様式などの向
上によりゴミの種
類は多種多様化し
増量増大化する一
方であり、処理
に際しては、ゴミ

○一般廃棄物（ゴミ、し尿等）の
処理計画（収集、運搬、処分）の
方法を市が告示します。

○ゴミの中に次のものは混入しな
いでください。
可燃性、危険性、悪臭の発する
ものなど。

市では、最近多発する犬害を少
なくするため、野犬化防止対策の
一環として次により、不要犬を賣
いあげることになりましたので、
みなさんご協力をお願いします
○買入期間 九月から翌年三月ま
での毎週金曜日

○対家犬 不要犬犬および生後
三カ月以上の仔犬
○引取先 吉川保健所または市
役所衛生課
○金額 一頭につき五〇〇円
なお、詳細等につきましては市
役所衛生課へお問い合わせください

○一般廃棄物（ゴミ、し尿等）の
処理手数料は、上表のとおりで
す。

種別	取扱区分	単位	手数料	備考
し尿	(1)定額料金 (一般家庭)	1人につき	月額 65円	規定収集回数 のほかに1回 増すと150円加 算する。
		一世帯につき	月額 50円	
し尿 以外の 一般廃 棄物	(2)従量料金 (官公署、学 校、店舗、遊 技場、事業 所及びこれ に類似する ものを含む)	36リットル	月額 65円	ただし36リ ットル未満生 活は36リット ル未満を36リ ットルに切り 上げるものと する。
	(1)一般家庭	1人から 2人まで	月額 100円	
		3人から 5人まで	月額 130円	
		6人から 10人まで	月額 150円	
		11人 以上	月額 200円	
動物の 死体	(2)事業活動 に伴って生 じた一般廃 棄物	10kg	20円	ただし10kg 未満の端数を 生じたものを 10kgに切り 上げるものと する。
	(1)収集運搬	1体につき	100円	
	(2)処理	1体につき	300円	

市では、土地改良区の嘱託を受
けて、毎年九月および十一月の二
回、組合費の徴収をしています。
四十七年度の賦課制は、二郷
半用水費「田」一、〇〇〇平方メ
ートルにつき七二〇円、悪水費
「田」一、〇〇〇平方メートル
につき六四〇円、中川悪水費「田
畑」一、〇〇〇平方メートルにつ
き二〇〇円の割合で賦課されま
す。

今年度の土地改良区の予算は、
二郷半で、歳入八、一八六万円、
うち組合費三、四三九万七千円、
分担金・借入金等四、七四六万三
千円、歳出では、事業費五、八四
九万二千円、その他の支出分担金
等二、三三六万八千円です。
中川土地改良区では七二七万円
のうち組合費五四六万円、雑収入
等二七二万円です。

組合の事業としては、かんがい
排水施設、橋りょう等の維持管理
などを行なっております。

二郷半用水路および
中川土地改良区組合費のはなし旧お盆の3日間
ゴミ・し尿等の収集は休みます

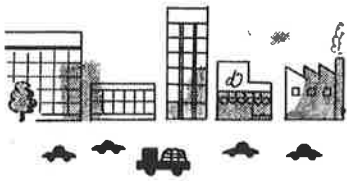
日頃清掃業務にご協力いただき厚くお礼申しあげ
ます。

つきましては、毎日清掃の仕事に従事する人たちの
暑中休暇を次により行ないますので、市民のご協
力とご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○休業する月日

8月14日（月）・15日（火）・8月16日（水）

なお、この週の収集は1回になりますので、収
集場所にださないでください。



総理府統計局では、九月一日から全国いっせいに事業所統計調査を行います。

この調査は、三年毎に行なわれ、国勢調査とならぶ国の最も基本的な調査で、事務所、工場、営業所、飲食店、商店、旅館をはじめ

調査員がお伺いします

事業所統計調査

(九月一日現在)

め、駅、学校、病院、神社、寺院など、あらゆる種類の事業所について、経営組織、事業内容や従業員数などを調べ、都道府県、市区町村ごとの事業所数、従業員数の規模やその産業別構成を明らかにするもので、いわば日本の産業の見取図をつくる統計調査です。

市でも、この調査を実施するために、全市を三五の調査区に分け、三五人の調査員さんを委嘱しましたので、九月一日から市内の全事業所にお伺いいたします。お忙しいところ恐縮ですが、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力下さるようお願いいたします。

なお、各調査区における調査員さんは次のとおりです。

調査区 調査員氏名 調査区域	
1 中村 理平 (彦成)	彦成
2 面来 松雄 (半田)	采女新田、半田、小谷、堀、彦成新田、丹後の一部
3 渡辺 宏吉 (丹後)	田中新田、後谷、丹後の一部、大戸の一部、前間
4 加藤 徳重 (茂田井)	茂田井の一部
5 加藤 泰雄 (茂田井)	仁蔵、大広、戸の一部、笹塚、南澤、沼、駒形
6 堀切 保晴 (上彦川)	上彦川、上彦川戸、下彦川戸、彦野、彦倉
7 和井田次男 (八潮市)	彦野、彦倉
8 島根 廣吉 (上口)	上口
9 酒井進三郎 (彦成)	彦成、彦成免、彦成
10 深井 喜一 (幸房)	幸房、茂田、井の一部、岩野木、市助の一部、谷中
11 矢口 重雄 (彦成)	彦成、花和
12 斎藤 泰男 (丹後)	谷口
13 石井 利 (市助)	谷中、市助の一部
14 恩田 芳之 (三九)	市助の一部、八町堀の一部、酒井、境木
15 堀切十四男 (三九)	八町堀、八町堀

これまでも多くの都市で、用途地域が定められていましたが、最近の建物の形態や、生活環境改善の要求に合わない面がでてきたため、これまでの制度が改正されました。

そこで、今後新しく用途地域を定める場合は、もちろんこれまで決められていた用途地域についても、新しい制度によって、新たに決めなおすことになります。

古い用途地域は、昭和四十六年一月から三年以内に新しい用途地域に変えなければならぬことに

新しい用途地域のねらい

なっていますが、それまでの間は有効とされています。

しかし、都市の生活環境の改善などに役立てるため、できる限り早く定めなければならないことは言うまでもありません。

新しい用途地域のおもなねらいは次のとおりです。

一、用途の純化を図る

二、容積率の限度を定める

三、まよりやすい建ぺい率にする

四、日照などについて配慮する

なお、市都市計画課では、今春「住みよい街づくりのために」というパンフレットを皆様がたの家庭に配布いたしました。最近当市へ移転されたかた、また、ご覧になっていないかたなどにつきましては、市役所へお越しの際、都市計画課窓口にて用意しておりますので、お立ち寄りください。

心配ごと相談

市では、次のとおり心配ごと相談所を開設しておりますので、市民の皆さんには、ぜひご利用ください。

と き

毎月10日 13時～15時30分

〃 20日 10時～15時

〃 30日 13時～15時30分

ところ 三郷市役所

なお、10日、20日が休、祭日の場合は翌日、30日が休日の場合は行なわれません。

行政・困りごと相談

「毎月20日（休、祭日の場合は翌日）は行政相談日」です。

市役所では恩給、年金、国税、環境衛生、道路、公害、生活保護、教育などの苦情、要望に応じておりますから、お気軽にご相談ください。

と き

9月20日（水）10時～15時

ところ 三郷市役所

相談担当

行政相談委員……水野久氏、県地方県民室

書類の送付は

市役所総務課人事係へ
電話 0489(52)2121 (大代表)

募 集

48年度

市役所職員

市では、次

により四十八

年度の市役所

職員を募集し

ます。

募集人員

四〇名

職 種

(1)一般事務

員

(2)技術職員

(3)消防職員

(4)水道職員

事務員

現業員

水道料金集金員

市では、次により水道料金の集

金員を募集します。

申し込み
八月三十一日まで
書 類 履歴書(写真貼付)
成績証明書、卒業証
明書、見込みの者は
(卒業見込み証明書)
健康診断書(保健所
または公立病院のも
の)

保育所保母

市では、次により市立保育所の
保母さんを募集します。

募集人員 若干名

資格 満四十歳までで保母資
格の有るかた書 類 履歴書(写真貼付)、
保母資格証明書、診断
書(保健所または公立
病院のもの)

婦人交通指導員

市では、次により婦人交通指導
員を募集します。

募集人員 若干名

年 令 十八歳以上三十五歳

までの婦人

書 類 履歴書(写真貼付)
健康診断書(保健所
または公立病院のも
の)待遇 地方公務員(二郷市
役所職員)なお、詳細につきましては、市
役所安全課へお問い合わせくださ

い。

電話 0489(22)2121 内線三七七

- 18 原口 良治 (戸ヶ崎) 寄巻の一部 戸ヶ崎の一
- 17 吉田 孝一 (横堀) 長沼、久兵衛の一部、寄巻の一部 長戸呂の一
- 16 鈴木 奉文 (横堀) 一本木の一部 横堀の一部
- 19 江川 竹次 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 20 富田 愛和 (南澤沼) 戸ヶ崎の一
- 21 江川 己之助 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 22 山内 力 (高須) 戸ヶ崎の一
- 23 高橋 庄吉 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 24 藤林 久三郎 (寄巻) 戸ヶ崎の一
- 25 堀井 清 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 26 森井 五郎 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 27 八塚 幸順 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 28 篠田 茂 (戸ヶ崎) 戸ヶ崎の一
- 29 石出 昭一 (鎌倉) 寄巻の一部、前谷衛の一部、久兵衛の一部
- 30 永塚 泰司 (東町) 長戸呂の一、東町の
- 31 大山 吉雄 (下新田) 下新田の一、久兵衛の一部、寄巻の一部
- 32 内田 喜一 (久兵衛) 久兵衛の一、下新田の一部、高須の一部
- 33 田中政之丞 (高須) 高須の一部、久兵衛の一部
- 34 白石勝太郎 (高須) 高須の一部
- 35 成川清太郎 (東町) 東町の一、小向

巡回職業相談所

市では、市民および産業サービスのため、市役所内の研修所で、8月1日から職業相談所を開設しました。

毎週火曜日の9時30分から午後3時30分まで、草加職業安定所の係官が出張して、求人、求職またはパートなどについて相談や紹介をいたすことになっております。

また、火曜日以外の日は市役所経済課で、相談や申し込みの受付などの事務を扱っております。

人を雇いたいのかた、職を求めているのかた、パート希望のかたはお気軽においでください。

教 育 相 談

ひとりひとりを生かす教育のために、どこの家庭でも子どもの現在と将来について心配するものです。

家庭で親が困っている問題、近隣で誰もがもてあましている問題は、その種類も量も無限であるといつてよいくらいです。

教育上の問題は、知能や成績の問題とはかぎらず、子どもの全人格の問題です。教育相談員が親切に相談相手になります。

また、相談内容は、いっさい秘密を厳守しております。お気軽に相談においでください。

相談日 9月12日(火) 午前9時から12時まで



武蔵野線の 架線にご注意

十月一日から武蔵野線の架線に電気を送り始めます。

以後、線路内には絶対にはいらないようにご注意ください。

この電気は六、〇〇〇ボルトおよび一、五〇〇ボルトの高い電圧です。これに触れると大けがをしたり、一命を失うことがあり、非常に危険です。

感電事故を防ぐため、次の注意事項についてご協力をお願いします。

○鉄道の敷地内に立ち入らないこと。

○線路きわで長いものを持つているときは、電線に絶対触れないこと。



ように気をつけること。

○線路の近くでタコあげをしないこと。(電線にかかったタコを取ろうとして感電したことがあります。)

○鉄道線路の上を越している道路橋やトンネルの出入口付近で物を落したり、水を掛けたりすることは絶対にしないこと。

毎月七日は 防火の日

防火の日

毎月七日は、県民防火の日です。市消防署では、市民の皆さんに防火の目を自覚していただくため午後十時にサイレンを一回吹鳴します。ので、火災とおまじがいのないようにお願いします。

野球愛好者の チームをつくろう

日頃、キャッチボールを行なうて、技量の向上をはかっている青年が数多くあります。

しかし、チームをつくるにも職



場だけでは人数がたりなかったりクラブやグループをつくるにもメンバーがたりないでやんでいるかたもいると思います。こうしたなやみを解決して、みんなが楽しくチームを作って野球を推進してみませんか。

ご希望のかたは、市教育委員会へ、電話または葉書で申しこみください。

後日打合わせ会を開きます。

県の広報番組 をどうぞ

県では、県政を次のとおりテレビ・ラジオで放送(送)しています。

◇埼玉だより

日本テレビ(4チャンネル)

毎週日曜日午前8時45分〜55分

◇こんには埼玉

フジテレビ(8チャンネル)

毎週水曜日午後4時45分〜55分

◇おはよう埼玉県庁です

ラジオ関東(一四二KS)

毎週日曜日午前7時30分〜8時

保健だより

九月と十月にかけての保健衛生事業は次ぎのとおりです。

該当者のかたは時間におくれないようにお願いします。

①種痘接種および検診(第一期)

接種日

九月 十六日 第一小学校

十八日 二小

十九日 三小

二十日 四小

二十一日 五小

二十二日 六小

検診日

九月 二十五日 第一小学校

二十六日 二小

二十七日 三小

二十八日 四小

二十九日 五小

三十日 六小

該当者 昭和四十六年一月一日から六月三十日まで

の出生児

時間 午後二時三十分から二時五十分まで

②百日咳ジフテリア、破傷風の予防接種(第一期)

一回目

十月 二日 第一小学校

三日 二小

九月 四日 三小

五日 四小

六日 五小

七日 六小

二回目

十月 二十三日 第一小学校

二十四日 二小

二十五日 三小

二十六日 四小

二十七日 五小

二十八日 六小

該当者 昭和四十七年一月一日から六月三十日まで

の出生児

時間 午後二時三十分から二時五十分まで

③母親学級

一回目 九月 一日

二回目 十月 十九日

三回目 十月 三十日

四回目 十一月 十三日

会場 市役所第一会議室

時間 午後一時から四時まで

④乳児検診および乳児健康相談

九月 四日 吹上公民館

十八日 徳島公民館

十一月 第一小学校

二十五日 彦成農協

十月 二日 吹上公民館

十六日 徳島公民館

時間 午前十時から午後三時まで

⑤三歳児検診

九月 五日 第六小学校

十四日 市役所

該当者 昭和四十四年八月一日から四十四年七月三十一日までの出生児

受付時間 午後一時三十分から二時三十分まで

⑥血圧相談

九月 二十一日 大広戸公民館

二十八日 小向公民館

十月 二十九日 彦成農協

六日 熊野神社

十一月 十二日 下彦川戸公民館

十三日 鎌倉公民館

時間 午後一時三十分から二時三十分まで

尊い命を救うために皆さんの献血できれいな血をプールのしませよう

献血の申し込み・相談は市役所衛生課へ